

令和6年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和6年6月28日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 行政報告
- 3 議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 4 議案第53号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第54号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第55号 令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第56号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第57号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 10 発議第 3号 2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 11 発議第 4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出について
- 12 発議第 5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 13 発委第 3号 閉会中の委員会継続調査について
- 14 発議第 6号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘 樹	2番 尾 矢 利 昭
3番 大 庭 克 彦	4番 雄 谷 幸 裕
5番 山 岸 謙 一	6番 松 田 健 司
7番 志 村 國 昭	8番 浜 野 隆
9番 萬亀山 ちず子	10番 前 崎 茂
11番 渡 辺 富久馬	12番 山 谷 照 夫
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 田 中 靖 章

副町長	及川	隆之
会計管理	沖田	美美
兼出納室長	沖田	美彦
総務課長	山崎	勝彦
総務課長補佐	柏崎	弥香子
併総務課参事	西内	努樹
併総務課主幹	木村	正邦昭
併総務課主幹	坂田	勝彦
兼企画課長	山崎	慎美
企画課長補佐	鎌田	直晃
住民課長	楠本	直晃
住民課長補佐	村中	直晃
兼住民課長補佐	三浦	一
保健福祉課長	宝泉	一
保健福祉課参事	保坂	一
兼老人福祉センター所長	宝泉	一
兼地域包括支援センター長	宝泉	一
兼健康管理センター長	保坂	一
健康管理センター次長	三浦	一
保健福祉課子育て支援室長	浜頭	一
兼子育て世代包括支援センター長	浜頭	一
認定こども園ひろお保育園長	船田	光和
豊似保育所長	小金	輝輝
特別養護老人ホーム所長	及川	隆之
兼養護老人ホーム所長	及川	隆之
兼農林課長事務取扱	室谷	直雅
兼町営牧場長事務取扱	山井	昌幸
水産商工観光課長	寺崎	幸
水産商工観光課長補佐	三上	幸
建設水道課長	川崎	幸
建設水道課長補佐	寺井	幸
兼下水終末処理センター長	安岡	伸圭
港湾課長	須田	圭
港湾課長補佐		

〈教育委員会〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	大 森 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、雄谷幸裕議員、10番、前崎茂議員を指名します。

◎日程第2 行政報告

1、議長（堀田） 日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、行政報告をさせていただきます。

人事異動についてであります。

本年7月1日付の異動件数は57件でありまして、そのうち昇格は5名であります。課長補佐職から課長へ3名、係長職から課長補佐職へ1名、係から係長職へ1名であります。

また、本年度の採用者数は、4月1日付採用が8名、7月1日付採用が1名の合計9名でありまして、一般行政職6名、介護支援専門員1名、介護士2名であります。

職員数であります。7月1日現在、役職別で課長職17名、補佐職12名、係長職53名、係73名の計153名となり、昨年4月1日の職員数と比較して4名の増となっております。

なお、異動後の機構につきましては、別添の資料、機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第3 議案第52号～日程第9 議案第58号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第9、議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括議題とします。

本案7件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（山谷） 予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和6年第2回定例会におきまして本委員会に付託された事件の審査結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日は、6月24日、26日です。

2、事件及び審査の結果であります。

議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件は、審査の結果、「原案のとおり可決すべき」と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第58号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案7件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第10 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第10、発議第3号 2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、志村國昭議員、登壇の上、説明願います。

1、7番（志村） 発議第3号 2025年度地方財政の充実・強化に関する意見書。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保までを含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税対策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、

自己決定権を尊重し、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

7、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められていることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名のふりがな」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、浜野隆議員、登壇の上、説明願います。

1、8番（浜野） 発議第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいる。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、これ以上の生産努力は限界であり、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりである。

そうした中、農政の憲法とも言われる「食料・農業・農村基本法」の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を打開する施策につながり、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなることを強く期待している。

このため、基本法で掲げる新たな理念の下、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与の下進める必要がある。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められている。さらに、不測時の食料確保に当たっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性のある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっている。

ついては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう、下記の事項を要望する。

1、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定に当たっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年1回の目標達成の状況調査及び公表と併せ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

2、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映し切れない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

3、「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力をないがしろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。
議決方よろしく願いいたします。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は討論を省略します。
これより採決します。
お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第5号

- 1、議長（堀田） 日程第12、発議第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。
12番、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

- 1、12番（山谷） 発議第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮に期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の

整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年6月28日。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第13、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和6年第2回定例会終了後から令和6年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、ICTを活用した学びについて。

産業常任委員会、(1)、水産業・水産加工業の現状及び今後の沿岸振興策について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第14 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第6号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第6号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、北海道町村議会議長会議員研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、札幌市。

(3)、期間、令和6年7月2日から3日（2日間）。

(4)、派遣議員、全議員。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和6年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分